

令和2年1月30日

平塚市監査委員 高梨 秀美  
 同 井澤 郁人  
 同 黒部 栄三  
 同 府川 正明

**監査の結果により講じた措置について（公表）**

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象施設  
平塚栗原ホーム、袖ヶ浜デイサービスセンター、馬入ふれあい公園
- 2 監査実施日  
令和元年10月24日
- 3 監査結果の公表日  
令和元年11月18日（平塚市監査委員公表第16号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容  
 所管課 : 福祉部福祉総務課  
 指定管理者：平塚栗原ホーム管理運営共同事業体

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 基本協定書に定められた第三者に対する委託について、事前に書面による承認を得ることなく委託された業務があったので、所管課においては指定管理者に対して適正な手続きを指導するとともに、業務の履行確認を確実に実施されたい。	(1) 本指摘により、指定管理業務第三者委託承認依頼書に一部業務が漏れていたことが判明したため、指定管理者に指導いたしました。 今後は指摘事項を踏まえ、チェック体制をさらに強化してまいります。

- 所管課 : 福祉部高齢福祉課  
 指定管理者：社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 指定管理業務収支報告書の決算額に配食サービス事業にかかる経費の一部が含まれていた。所管課においては指定管理者に	(1) 配食サービス事業については平成30年度で終了しているため、令和元年度以降の収支報告書に経費の一部が含まれること

<p>対して適正な管理を指導するとともに十分な点検をされたい。</p>	<p>はありませんが、今後は自主事業にかかる経費をしっかりと分離したうえで指定管理業務収支報告書を作成するよう指導を行いました。</p> <p>また、指定管理業務収支報告書や事業報告書において自主事業として扱われている事業が、指定管理業務の一環として行っている事業であるのか施設独自で行っている事業であるのか分かりづらい部分があったため、記載方法を改めるよう指導を行いました。</p>
<p>(2) 基本協定書に定められた利用料金の決定について、指定管理者が事前に市長の承認を受ける手続きが適正になされていない状況が認められた。所管課においては、指定管理者に対して適正な手続きを指導するとともに、利用料金の決定を定められた手続きにより確実に実施されたい。</p>	<p>(2) 10月に消費税率の引き上げに伴う利用料金の改定があったため、指定管理者より利用料金表を速やかに提出してもらい、料金改定の承認通知を発行しました。料金改定がある際には事前に承認を得るよう指導を行いました。</p>

所管課 : 都市整備部総合公園課

指定管理者: サカタのタネグリーンサービス・湘南ベルマーレSC共同事業体

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 事業報告書の点検について、指定管理業務と自主事業の区分に不明確な点が認められるので、所管課においては指定管理者に対して適正な指導をされたい。</p>	<p>(1) 本指定管理業務において使用していた「自主事業」の表現が誤解を生みやすい点であることから、各事業の位置付け及び事業報告書に記載すべき内容を改めて指定管理者と確認するとともに、次期募集の際の業務内容説明書における「自主事業」の表現方法について検討します。</p>

以 上